

文部科学大臣杯・国土交通大臣杯
国際交流日本ジュニアヨットクラブ競技会 2015

帆走指示書

1 適用規則

- 1.1 2013-2016セーリング競技規則（以下「規則」という）に定義された規則を適用する。
ただし、これらの規則のうち、この帆走指示書（以下「指示」という）により変更されたものを除く
- 1.2 使用言語間で矛盾が生じた場合は、英文が優先する。

2 競技者への通告

競技者への通告は、陸上本部前に設置された公式掲示板に掲示する。

3 帆走指示書の変更

帆走指示書の変更は、それが発効する当日の当該クラス予告信号予定時刻の**60分前**までに掲示する。

ただし、レースの日程の変更は、それが発効する前日の**18:00**までに掲示する。

4 陸上で発する信号

- 4.1 陸上で発する信号は、陸上本部に設置された信号柱に掲揚する。
- 4.2 音響1声と共に掲揚する**D旗**は、「予告信号は、**D旗掲揚後30分以降**に発する。艇はこの信号が発せられるまで離岸してはならない。」ことを意味する。「D旗」が「クラス旗」の上に掲揚された場合、そのクラスのみ適用する。
- 4.3 指示5.1に示した個別のレースに対して**AP旗**は掲揚しない。予告信号予定時刻の**30分前**までに**D旗**が掲揚されない場合、そのレースのスタートは時間の定めなく延期している。
- 4.4 **Y旗**が陸上で掲揚された場合、水上にいる間は常に**規則40**を適用する。
この項は、規則**第4章前文**を変更している。

5 レース日程

- 5.1 各種目のスタート予告信号予定時刻は、次のとおりとする。

月 日	予告信号 予定時刻	A海面	予告信号 予定時刻	B海面
7月31日 (金)	12:30 12:35 12:40	国際420級・FJ級 レーザー4.7 OP級上級者	トライアルレース トライアルレース トライアルレース	OP級初級者 参加艇数によってブロック を分け、可能な限りレース を行う。
8月1日 (土)	9:30 9:35 9:40	国際420級・FJ級 レーザー4.7 OP級上級者	第1レース 第1レース 第1レース	OP級初級者 参加受付時に使用艇順番の 抽選を行う。 競技運営説明会で説明した 方法により予選レースを行 う。
	引続き第2～5レースを行う			

8月2日 (日)	9:30 国際420級・FJ級 当日最初のレース 9:35 レーザー4.7 当日最初のレース 9:40 OP級上級者 当日最初のレース	9:30	OP級初級者 当日最初のレース 競技運営説明会で説明した 方法により決勝レースを行 う。
	引続き当日の第2レースを行う		

5. 2 OP級初級者クラス以外の各種目とも8月1日(土)は**最大5レース**、8月2日(日)は**最大2レース**を行い、2日間で7レースを予定するが、1レースの成立をもって競技会は成立する。OP級初級者クラスは、予選、決勝方式でレースを行うが、詳細は競技運営説明会で説明する。
5. 3 1つのレースまたは一連のレースが間もなく始まることを艇に注意を喚起するために、予告信号を発する**最低5分以前**に、レース委員会信号艇に**音響1声**とともに**オレンジ色のスタート・ライン旗**を掲揚する。
5. 4 競技会最終日は、**12時より後**に予告信号を発しない。

6 クラス旗

種 目	ク ラ ス 旗
国際420級	国際420級旗 (白地に青形象)
FJ級	FJ級旗 (白地に赤形象)
レーザー4.7	レーザー4.7旗 (黄色地に赤形象)
OP級上級者	OP級旗 (黒色)
OP級初級者	OP級旗 (赤色)

7 レースエリア

7. 1 図-1にA・B各レース海面の位置を示す。
A海面：OP級初級者以外のすべての種目 B海面：OP級初級者

8 コース

8. 1 図-2のコース見取り図は、レグ間のおおむねの角度、通過するマークの順序、それぞれのマークをどちら側に見て通過するかを含むコースを示す。
8. 2 A海面では、スタート予告信号以前にレース委員会信号艇に「最初のレグのおおよそのコンパス方位」を掲示する。
国際420級・FJ級のコースは「**コース1**」とする。(図-2-1)
レーザー4.7及びOP級上級者のコースは「**コース2**」とする。(図-2-2)
8. 3 B海面では、天候その他の状況により、スタート予告信号以前にレース委員会の信号艇の掲示板に「艇の帆走すべきコース」の**数字**を示す。
「コース3」 図-2-3
「コース4」 図-2-4

9 マーク

9. 1 マーク1-①、1、2、3は、次のとおりとする。

	A海面			B海面		
	外装色	形状	表示	外装色	形状	表示
マーク1-①	グリーン	三角錘	なし	マーク1-①は使用しない		
マーク1	オレンジ	三角錘	黒色で1	オレンジ	三角錘	なし
マーク2	オレンジ	三角錘	黒色で2	オレンジ	三角錘	なし
マーク3	オレンジ	三角錘	黒色で3	オレンジ	三角錘	なし

9. 2 スタート・マークは、次のとおりとする。

A海面：スタート・ラインのスターボードの端となるレース委員会信号艇とポートの端にあるレース委員会艇とする。

B海面：スタート・ラインのスターボードの端となるレース委員会信号艇とポートの端にある「オレンジ色の三角錘型ブイ」とする。

9. 3 フィニッシュ・マークは、次のとおりとする。

A海面：フィニッシュ・ラインのポートの端となる青色旗を掲揚したレース委員会艇とスターボードの端にある「オレンジ色の三角錘型ブイ」とする。

B海面：フィニッシュ・ラインのスターボードの端となる青色旗を掲揚したレース委員会艇とスターボードの端にある「オレンジ色の三角錘型ブイ」とする。

9. 4 A海面において、指示11に従いコースの次のレグの変更により新しいマークを用いる場合には、国際420級・FJ級は「ピンク色の三角錘型ブイ」を、レーザー4.7級及びOP級上級者は「赤色の三角錘型ブイ」を使用する。その後新しいマークを再度用いる場合には、元のマークを使用する。

10 スタート

10. 1 スタート・ラインは、次のとおりとする。

A海面：スタート・マーク上に**オレンジ色旗**を掲揚しているポール又はマストとの間のコース側とする。

B海面：スターボードの端にあるスタート・マーク上に**オレンジ色旗**を掲揚しているポール又はマストと、ポートの端にあるスタート・マークのコース側の間とする。

10. 2 スタート信号後**4分**より後にスタートする艇は、審問なしに「スタートしなかった(DNS)」と記録される。これは**規則A4**を変更している。

10. 3 予告信号が発せられていないクラスの艇は、コースサイドの外側に出るとともにスタート・ラインからおおむね**50m以上**離れ、予告信号が発せられたクラスの艇を避けなければならない。

10. 4 OP級初級者クラスのスタートに関しては、救助艇が指導することがある。

11 コースの次のレグの変更

A海面において、コースの次のレグを変更するために、レース委員会は新しいマークを設置し(またはフィニッシュ・ラインを移動し)、実行できれば直ぐに元のマークを除去する。その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは元のマークで置き換える。

12 フィニッシュ

フィニッシュ・ラインは、次のとおりとする。

A海面：ポートの端にあるフィニッシュ・マーク上に**オレンジ色旗**を掲揚しているポール又はマストと、スターボードの端にあるフィニッシュ・マークのコース側の間とする。

B海面：ポートの端にあるフィニッシュ・マーク上に**オレンジ色旗**を掲揚しているポール又はマストと、スターボードの端にあるフィニッシュ・マークのコース側の間とする。

13 ペナルティー方式

13. 1 規則42の違反に対し付則Pを適用する。

13. 2 規則P2. 3は適用せず、規則P2. 2を2回目以降のペナルティーと変更する。

14 タイムリミットと目標時間

14. 1 タイム・リミットと目標時間は次の通りとする。

種 目	マーク1のタイムリミット	目標時間
国際420級	15分	45分
FJ級	15分	45分
レーザー4.7	15分	45分
OP級上級者	20分	45分
OP級初級者	5分	10分

14. 2 マーク1のタイム・リミット内に1艇もマーク1を通過しなかった場合には、レースは中止する。目標時間通りとならなくても、救済要求の根拠とはならない。これは、規則62. 1(a)を変更している。

14. 3 規則30. 3に違反しないでスタートした先頭艇がコースを帆走してフィニッシュした後、一定の時刻以内にフィニッシュしない艇は、審問なしに「フィニッシュしなかった(DNF)」と記録される。この項は、規則35、A4、A5を変更している。
一定時刻はA海面では15分とし、B海面では10分とする。

15 スタート後の短縮または中止

15. 1 レース委員会は規則32に基づく理由によるコースの短縮又はレースの中止のほか、スタート後おおよそ60分以内にレースが終了しそうにない場合、コースを短縮またはレースを中止することができる。この項は、規則32. 1を変更している。

15. 2 指示14. 1の時間通りにならなくても救済要求の根拠とはならない。これは規則62. 1(a)を変更している。

16 抗議と救済要求

16. 1 抗議書は、陸上本部で入手できる。抗議、および救済または審問再開の要求は、適切な締切時間内に陸上本部に提出されなければならない。

16. 2 抗議締切時刻はその日の最終レースに最終艇がフィニッシュした後、またはレース委員会が、本日これ以上レースを行わないという信号を発した後、どちらか遅い方から60分とする。ただし、プロテスト委員会の裁量により、この時刻を延長することがある。

- 16.3 審問の当事者であるか、または証人として名前があげられている競技者に、審問のことを知らせるため、抗議締切時刻後**30分以内**に通告を掲示する。審問は陸上本部2階のプロテスト・ルームにて掲示した時刻に始められる。
- 16.4 レース委員会またはプロテスト委員会による抗議の通告を、**規則61.1(b)**に基づき伝えるために掲示する。
- 16.5 **指示13.1**に基づき**規則42**違反に対するペナルティを課せられた艇のリストを掲示する。
- 16.6 **指示4.2、4.4、10.3、18、19.1、21、22、23**の違反は、艇による抗議の根拠とはならない。この項は、**規則60.1(a)**を変更している。これらの違反に対するペナルティは、プロテスト委員会が決めた場合には、失格より軽減することができる。
- 16.7 レースを行う最終日では、審問再開の要求は、次の時間内に提出されなければならない。
(a) 要求する当事者が前日に判決を通告された場合には、抗議締切時間内。
(b) 要求する当事者がその当日に判決を通告された後**15分以内**。
この項は、**規則66**を変更している。
- 16.8 レースを行う最終日には、プロテスト委員会の判決に基づく救済要求は、判決の掲示から**15分以内**に提出されなければならない。この項は、**規則62.2**を変更している。

17 得点

- 17.1 OP級初級者クラス以外のクラスでは、本競技会が成立するためには1レースが完了することを必要とする。天候その他の理由により、本競技会が成立しない場合でも再レースは行わない。
OP級初級者クラスでは、参加艇数により2ブロック以上に分けて予選、決勝方式でレースを実施するが、本競技会が成立するためには、予選、決勝の全てのブロックレースが完了することを必要とする。天候その他の理由により、全てのブロックのレースが完了しない場合でも再レースは行わない。
- 17.2 国際420級、FJ級、レーザー4.7、OP級上級者の得点は、次の通りとする。
(1) 完了したレースが6レース以下の場合、艇のシリーズの得点は、レース得点の合計とする。
(2) 完了したレースが7レース以上の場合、艇のシリーズの得点は、最も悪い得点を除外したレース得点の合計とする。
これは**規則A2**を変更している。
- 17.3 **指示18.1~18.5**の申告に関する手続きに誤りのあった艇に対し、レース委員会は審問なしに「PTP」と記録し、「確定順位+3点」の得点を記録する。ただし、その艇は、「DNF」の艇より悪い得点を与えられることはない。これは、**規則63.1、A4およびA5**を変更している。なお、引き続きのレースが行われた場合には、**指示18.2**の手続きの誤りについてはその直後のレースに、**指示18.3**及び**18.5**の手続きの誤りについてはその直前のレースにペナルティを課す。
- 17.4 参加艇数とは、**7月31日(金)14:00**までに受付を完了した艇の数とする。
- 17.5 クラブ対抗の順位確定は、**レース公示**に基づいて行う。

18 安全規定

18. 1 出艇・帰着申告は、参加チームの責任者が、自分のチームの全競技者について取りまとめ、署名申告するものとする。
18. 2 出艇申告は、その日の8:00（7月31日は11:00）から当該クラスのD旗掲揚10分後までに行わなければならない。
18. 3 帰着申告書はその日の最終レースに最終艇がフィニッシュした後、またはレース委員会が、本日これ以上レースを行わないという信号を発した後、どちらか遅い方から60分とする。ただし、レース委員会の裁量によりこの時間を延長することがある。
18. 4 A海面において、午前中のレース終了、レースの中止または延期により帰着した場合も帰着申告を行わなければならない。午後のレースの出艇、中止または延期されたレースが再開される場合、出艇前に指示18. 1及び18. 2に従い再度出艇申告を行わなければならない。
18. 5 リタイアしようとする艇、及び引き続き行われるレースに出走しない艇は、速やかにレース・エリアから離れリタイアの意志を近くのレース委員会艇に伝え、帰着後直ちに参加チームの責任者が、指示18. 3の帰着申告を行った上、リタイア報告書を提出しなければならない。
18. 6 レース委員会は、危険な状態にあると判断した艇に対しリタイアの勧告及び強制救助を行うことができる。これは艇による救済要求の根拠にはならない。この項は、規則62. 1(a)を変更している。

19 装備の交換

19. 1 損傷又は紛失した装備の修理又は交換は、レース委員会の承認なしには許可されない。
19. 2 艇又は装備は、クラス規則、レース公示、帆走指示書に従っていることを確認する為に、いつでも検査されることがある。A海面の海上では、艇は、レース委員会により検査のために指定されたエリアに向かうことを指示されることがある。

20 運営艇

運営艇の標識は、下記のとおりとする。

運営艇名	表示	旗色
レース委員会の信号艇	JJYU旗	青色
レース委員会艇	RC（赤色）	白色
プロテスト委員会艇	PROTEST（白色）	赤色
救助艇	RESCUE（白色）	緑色
救護艇	AID（赤色）	白色
連絡艇	TRANSPORT（黒色）	黄色

21 サポートボート

21. 1 サポートボートは、レース公示に従い競技会参加申込時に所定の様式により、実行委員会からその使用許可を受けなければならない。
21. 2 使用許可を受けたサポートボートには、参加受付時に貸与されたピンク色旗を掲揚しなければならない。
21. 3 サポートボートの乗員数は、救助活動に備え、当該艇定員の2分の1を越えてはならない。

- 2 1. 4 サポートボートは、最初にスタートするクラスの予告信号の時刻からすべての艇がフィニッシュするか、またはレース委員会が延期もしくは中止の信号を発するまでは、レース・エリアに入ってはならない。
- 2 1. 5 サポートボートは予告信号以前、引き続きレースが行われる場合は、艇がフィニッシュしてから次の予告信号が発せられるまでの間、艇がレースをしているエリアの外側で競技者への飲食物の授受支援を行ってもよい。
- 2 1. 6 サポートボートに救助活動を要請することがある。その場合には、レース委員会の信号艇に音響連続単音とともにピンク色旗を掲揚する。この場合には**指示 2 1. 4**は適用しない。

2 2 ごみの処分

レース参加艇およびサポートボートは、海中にごみ等を投棄してはならない。
ごみは、サポートボートまたは大会運営艇に渡してもよい。

2 3 無線通信

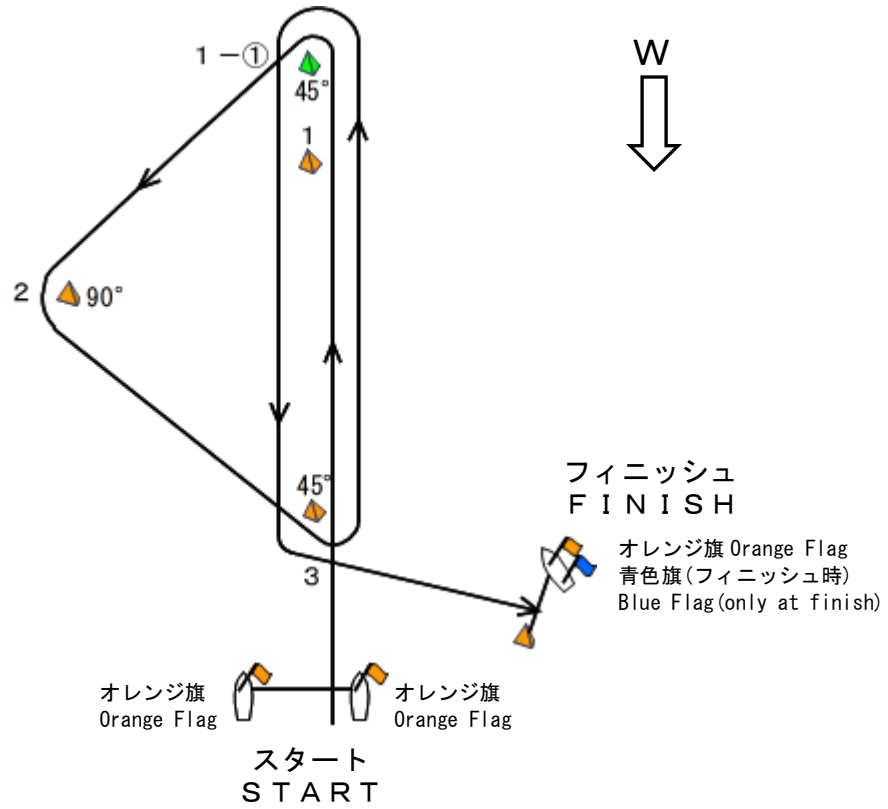
緊急の場合を除き、レース中の艇は、無線送信も、すべての艇が利用できない無線通信の受信もしてはならない。またこの制限は、携帯電話、GPSにも適用される。

2 4 責任の否認

本競技会の競技者は自分自身の責任（**規則 4**「レースすることの決定」参照）において参加することが条件であることから、主催団体は、競技会の前後、期間中に生じた物的損害または身体障害もしくは死亡に対するいかなる責任も負わない。

図-2 コース Diagram-2 The courses

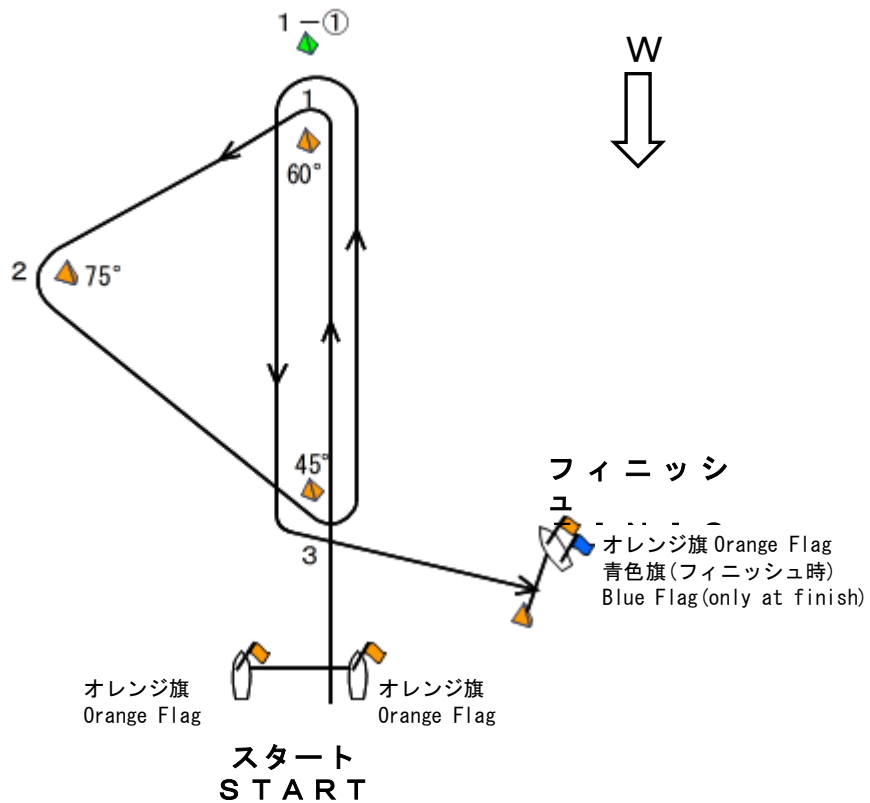
図-2-1 コース1 Diagram-2-1 course 1



Start → 1-① → 2 → 3 → 1-① → 3 → Finish

国際420級・FJ級 International 420 Class・FJ Class

図-2-2 コース2 Diagram-2-2 course 2



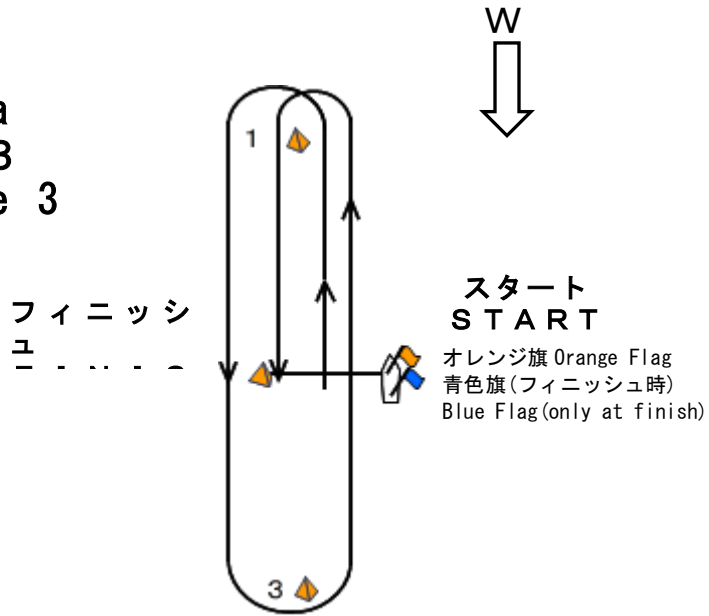
Start → 1 → 2 → 3 → 1 → 3 → Finish

レーザー4.7 Laser 4.7 Class

OP級(上級) OP Advanced Class

図-2-3 コース3 Diagram-2-3 course 3

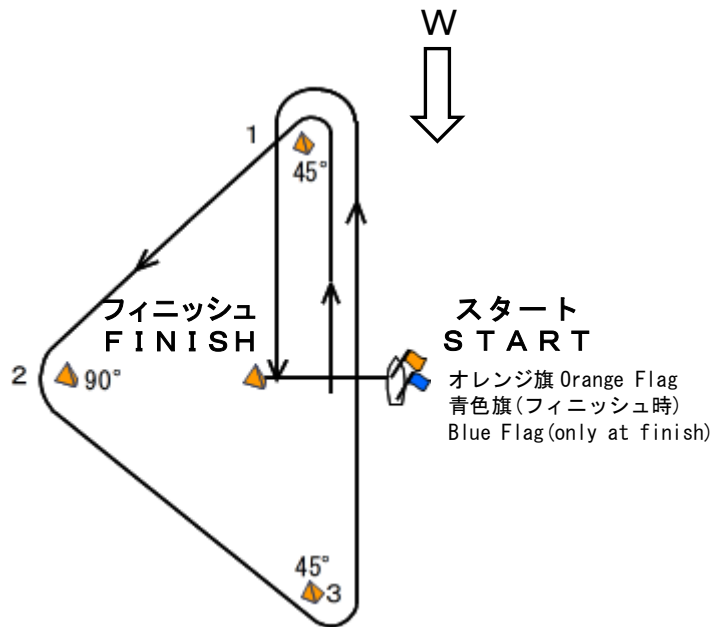
B海面
B Area
コース3
Course 3



Start → 1 → 3 → 1 → Finish

図-2-4 コース4 Diagram-2-4 course 4

B海面
B Area
コース4
Course 4



Start → 1 → 2 → 3 → 1 → Finish

OP級(初級者)

OP Beginners' Class